

大学評価基準の構成

基準1 大学の目的 目的の明確性、適合性/ 目的の大学構成員への周知、社会への公表	授業形態、学習指導法等/ 成績評価、単位認定、修了認定
基準2 教育研究組織(実施体制) 教育研究に係る基本的な組織構成/ 教育活動を展開する上で必要な運営体制	基準6 教育の成果 目的に照らした教育の成果や効果
基準3 教員及び教育支援者 教員の配置/教員の採用及び昇格等/ 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動/ 教育支援者の配置、教育補助者の活用	基準7 学生支援等 履修指導、学習支援/自主的学習支援の環境、 学生の活動に対する支援/学生の生活・就職等に 関する支援等
基準4 学生の受入 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)の明確性、 公表・周知入学者受入方針(アドミッション・ポリ シー)に沿った受入/実入学者数と入学定員	基準8 施設・設備 教育研究組織・教育課程に対応した施設・設備/ 図書等資料の系統的整備
基準5 教育内容及び方法 ○ 学士課程 教育課程/授業形態、学習指導法等/ 成績評価、単位認定、卒業認定 ○ 大学院課程 教育課程/授業形態、学習指導法等/ 研究指導/成績評価、単位認定、修了認定 ○ 専門職大学院課程 教育課程/教育課程と当該職業分野/ 教育課程/教育課程と当該職業分野/	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム 教育の状況を点検・評価し、それに基づき改善・ 向上を図る体制/教員、教育支援者等の資質 向上を図るための取組
	基準10 財務 財務基盤/収支計画等/財務監査等
	基準11 管理運営 管理運営体制及び事務組織/管理運営方針 の明確性、各構成員の責務と権限の明確性/ 大学の活動の総合的な状況の自己点検・評価、 結果の公表

認証評価とは別に、大学の活動を評価するための選択的評価事項を定めており、大学の希望に応じて評価を実施します。
【選択的評価事項A】研究活動の状況 【選択的評価事項B】正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

法科大学院評価基準の構成

第1章 教育目的	第7章 学生の支援体制 学習支援/生活支援等/障害のある学生に対 する支援/職業支援(キャリア支援)
第2章 教育内容	第8章 教員組織 教員の資格と評価/専任教員の配置と構成/ 実務経験と高度な実務能力を有する教員/ 専任教員の担当授業科目の比率/ 教員の教育研究環境
第3章 教育方法 授業を行う学生数/授業の方法/ 履修科目登録単位数の上限	第9章 管理運営等 管理運営の独自性/自己点検及び評価/ 情報の公表/情報の保管
第4章 成績評価及び修了認定 成績評価/修了認定及びその要件/ 法学既修者の認定	第10章 施設、設備及び図書館等 施設の整備/設備及び機器の整備/ 図書館の整備
第5章 教育内容等の改善措置	
第6章 入学者選抜等 入学者受入/収容定員と在籍者数	

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する

認証評価

—大学の質を保証するために—

大学評価・学位授与機構は、
平成3年7月1日に国立学校設置法に基づく
国の機関として学位授与機構が設置され、
平成12年4月1日に大学評価・学位授与機構へと改組後、
平成16年4月1日に独立行政法人として発足しました。
本機構は、評価事業と
学位授与事業の2つの事業を行っています。



National Institution for Academic Degrees and University Evaluation

独立行政法人 大学評価・学位授与機構
<http://www.niad.ac.jp/>

〒187-8587 東京都小平市学園西町1-29-1 独立行政法人 大学評価・学位授与機構

大学機関別認証評価に関するお問い合わせは
評価第1課 042-307-1647、1648
法科大学院認証評価に関するお問い合わせは
法科大学院評価課 042-307-1631、1632

大学評価・学位授与機構は

- 教育を中心とした総合評価
- 国際通用力を重視する評価
- 大学の個性伸長と自己改革を促す評価
- 社会の理解を深める評価

を行うことで大学の質を保証します。

大学機関別認証評価

大学は、教育研究等の状況について、一定期間ごとに文部科学大臣から認証を受けた評価機関による評価（認証評価）を受けることが義務づけられています。
（学校教育法第109条）

評価の目的

大学の教育研究活動等の質を保証します。

評価結果をフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てます。

大学の教育研究活動等の状況について、社会に対し説明責任を果たし、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していきます。

法科大学院認証評価

法科大学院を置く大学は、法科大学院の教育課程、教員組織、その他教育研究活動の状況について、一定期間ごとに文部科学大臣から認証を受けた評価機関による評価（認証評価）を受けることが義務づけられています。
（学校教育法第109条）

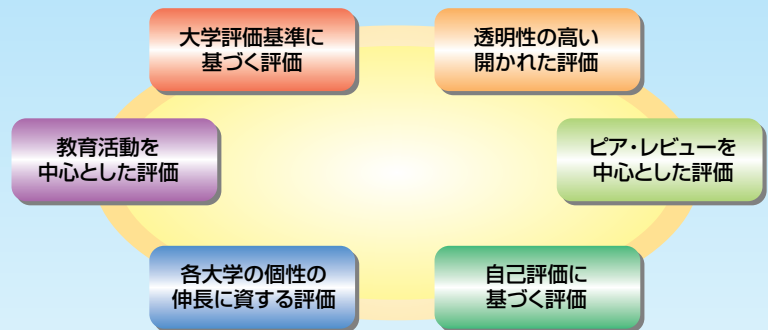
評価の目的

法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定を通じて、その質を保証します。

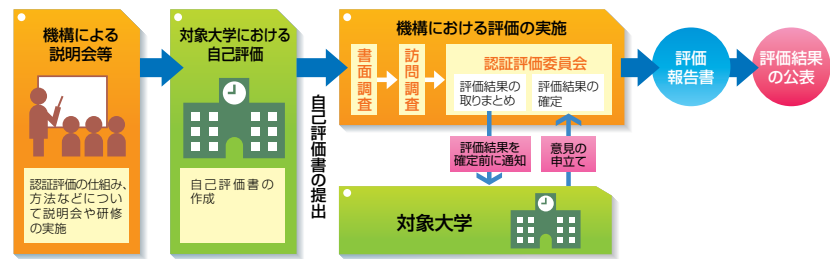
評価結果をフィードバックすることにより、各法科大学院の教育活動等の改善に役立てます。

法科大学院の教育活動等の状況について、社会に対し説明責任を果たし、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していきます。

大学機関別認証評価の基本的な方針



認証評価の流れ



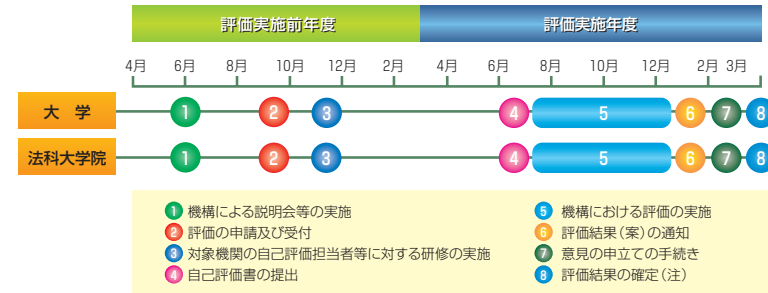
法科大学院認証評価の基本的な方針



大学評価基準の内容

- 大学の教育活動を中心として大学の教育研究活動等の総合的な状況を評価するために、11の基準で構成しています。
- 11の基準は、大学の教育研究活動等の総合的な状況を考慮し大学として満たすことが必要と考えられる内容を規定しており、全ての大学を対象としています。
- 各基準には、基準を設定した意義・背景等を説明する「趣旨」を記載するとともに、その内容を踏まえ、教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設けています。
- 「基本的な観点」に加えて、大学の目的に照らして、独自の観点を設定することもできます。

認証評価スケジュール



※標準的なスケジュールとして示していますが、変更する場合があります。
 具体的なスケジュール等については、今後、各認証評価委員会で検討し、公表していきます。
（注）大学評価基準を満たしていないと判断された大学又は適格認定を受けられなかった法科大学院は、評価実施年度の翌々年度までであれば、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができます。

法科大学院評価基準の内容

- 評価基準は、法科大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を分析するための内容を規定しています。
- 評価基準は、10の章からなり、54の基準で構成されています。基準には、基準に関する細則、説明及び例示を規定した解釈指針が付けられています。

適格認定

- 「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」第5条に基づき、評価の結果、評価基準に適合していると認められた場合に、適格認定が与えられます。